「駅ホームにおける安全性向上のための検討会」への意見書

2016年10月11日

DPI日本会議

事務局長補佐　田丸　敬一朗

　去る８月１５日、東京メトロ銀座線青山１丁目駅において、視覚障害者の男性が、ホームから転落し、死亡するという事故が発生した。このような事故が起きるたび、ホーム柵の必要性が述べられており、ホーム柵設置駅における事故の件数を検証せずとも、その有用性についてはもはや議論の必要はないと考える。

　２００６年のバリアフリー新法の移動円滑化基準では、大規模改修および新設駅ではホームドア又は可動式ホーム柵の設置が義務づけられている。それにもかかわらず、交通事業者の今後の設置計画を見ても明らかなように、ホームドア又は可動式ホーム柵の設置の取り組みが十分に広がっているとは言えない。

　鉄道利用の安全性の確保は、視覚障害者の移動の権利の保障と社会参加を促進するために必要不可欠な取り組みといえる。今後、移動円滑化基準の見直し、２０２０年オリンピック・パラリンピック開催に向けたアクセシビリティ向上等の取り組みにおいては、以下の点を考慮すべきと考える。

記

①　ホームドア又は可動式ホーム柵の設置推進に向けて、移動円滑化基準等に設置の義務付けに

　　向けた行動計画の策定等を明記すること。

②　ホームドア又は可動式ホーム柵の設置における補助金等の推進に向けた政策立案

③　これまで物理的課題として挙げられてきた

(１)　車両扉位置の異なる車両が混在する路線

(２)　曲線ホームへの対応

(３)　ホーム幅の狭い箇所への対応

(４)　整備加重に耐えるホーム荷重強度を解消できる安価なホームドア又は可動式ホーム柵等の開

　　　発と設置の促進。これに伴い、大規模駅でないホームにも設置可能な安価なホームドア又は

　　　可動式ホーム柵の設置の推進。

④　車両扉の位置や数等が異なるという状況を避けるため、車両に関する規格を再検討する

⑤　ホームドア又は可動式ホーム柵を設置していない駅については、以下の点を考慮する

（１） 時間帯や利用人数を考慮し、安全確保のためのホーム上の要員を十分確保する

（２） 点字ブロックを使用し歩行する際の柱への衝突、またそれを避けた際の線路への転落を

 防止するため、柱にクッションをつける等の施策

（３） 歩きスマホの規制、点字ブロック上の安全確保に関する施策

（４） ホーム上の電車が停車しない位置の転落防止柵等の設置

以上